寧京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町 発行所 京 都 府

政策法務課電話(075)414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話(075) 441-3155

国 次

		D/II	יד			- 2
○京者	邓府地方機関処務	5規程の一	部を改正す			ージ
る訓	令			(医)	寮課)	657
		告	示			
○生活	5保護法に基づく	指定医療	機関の指定			
			(地域	福祉推进	進課)	658
○生活	5保護法に基づく	指定医療	機関の変更			
			(")	"
○生活	5保護法に基づく	指定医療	機関の廃止			
			(")	"
○生活	5保護法に基づく	指定医療	機関の休止			
			(")	"
○生活	5保護法に基づく	指定介護	機関の休止			
			(")	659
○生活	5保護法に基づく	指定施術	「機関の指定		,	
0.1.1	~ /II ~ II.	114 . 1 . 14 . 45	(")	"
○生活	5保護法に基づく	指定施術	「機関の廃止		,	
O-1-E	774571+11 1 64 on 17	*** * 13 =	((((((((((((((((((((")	"
	国残留邦人等の円					
	く住帰国した中国					
	者の自立の支援	-	法律に基つ		\	
	f定医療機関の指		((() () () () () () () () ()	")	"
	国残留邦人等の円					
	く住帰国した中国 『老の白さの古ば					
	 者の自立の支援 4字医療機関の変		広伴に <u>基</u> つ		\	CCO
く打	旨定医療機関の変	、史	(")	660

○中国残留邦人等の円滑な帰国の	促進並	び		
に永住帰国した中国残留邦人等	及び特	定		
配偶者の自立の支援に関する法	律に基	づ		
く指定医療機関の廃止	(地	域福祉推進	進課)	660
○中国残留邦人等の円滑な帰国の	促進並	び		
に永住帰国した中国残留邦人等	及び特	定		
配偶者の自立の支援に関する法	律に基	づ		
く指定医療機関の休止	(")	"
○中国残留邦人等の円滑な帰国の	促進並	び		
に永住帰国した中国残留邦人等	及び特	定		
配偶者の自立の支援に関する法	律に基	づ		
く指定介護機関の休止	(")	661
○中国残留邦人等の円滑な帰国の	促進並	び		
に永住帰国した中国残留邦人等	及び特	定		
配偶者の自立の支援に関する法	律に基	づ		
く指定施術機関の指定	(")	"
○中国残留邦人等の円滑な帰国の	促進並	び		
に永住帰国した中国残留邦人等	及び特	定		
配偶者の自立の支援に関する法	律に基	づ		
く指定施術機関の廃止	(")	"
○保安林の指定解除予定の通知	(中	丹広域振頻	興局)	"
○落札者の決定	(流域	下水道事程	务所)	662
○随意契約の相手方の決定	(")	665
公	告			
○国土調査の成果の認証		(用±	也課)	"
○建築士の免許の取消し		(建築指導	掌課)	666
_				
正	誤			

訓

京都府訓令第15号

本 庁 地方機関

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月26日 京都府知事 西 脇 隆 俊

○令和元年6月7日付け京都府公報第10号中

京都府地方機関処務規程の一部を改正する訓令

京都府地方機関処務規程(昭和30年京都府訓令第23号) の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ(ア)中「第46条の5第6項」を「第46条の5第6項ただし書」に改め、同号ウ(イ)中「第46条の6第1項」を「第46条の6第1項ただし書」に改め、同号ウ(エ)中「医療法人の」を削り、同号ウ(カ)中「及び第5条

の13」、「医療法人の」及び「の変更」を削り、同号ウ中(かをク)とし、(オ)を(か)とし、その次に次のように加える。

- (キ) 医療法第69条の2第2項の規定による経営情報の報告の受理
- 第3条第3号ウ(エ)の次に次のように加える。
 - (オ) 医療法第54条の9第5項の規定による定款及 び寄付行為の変更の届出の受理
- 第3条第3号ウに次のように加える。
 - (ケ) 医療法施行令第5条の13の規定による役員の 変更の届出の受理

附則

この訓令は、令和5年9月26日から施行する。

告示

京都府告示第473号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の名称	所	在	地	開設者名	指年	定 月 E	_
医療法人やえ クリニック	宇治市神	申明宮東1	4の1	医療法人や えクリニッ ク	令 5.	8.	1
医療法人ひわ たし耳鼻咽喉 科クリニック	亀岡市領 の 1	· 『町浄法	与中村39	医療法人ひ わたし耳鼻 咽喉科クリ ニック		11	
ことのは薬局 みやざき	ル 信 23	官前町宮川	川西垣内	株式会社L EAPH	5.	9.	1
医療法人大原 クリニック	城陽市寺	宇田今堀1	52の38	医療法人大 原クリニッ ク	5.	8.	1
医療法人彩友 会しおたに眼 科	京田辺市	万河原御 鬚	影 30の52	医療法人彩 友会		IJ	

京都府告示第474号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

+060+

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	医療機関 の 名 称	所	在	地	ŀ	開設者名		更月日
新	医療法人相 幸会かどさ か内科クリ ニック	宇治市平	[☑] 尾台4 [□]	「目3の	新	医療法人 相幸さか内 科クリニ ック		7, 25
旧	医療法人か どさか内科 クリニック	2		旧	医療法人 かどさり 内科クリ ニック	ο.	1, 25	
新	医療法人宝 寿会山本お うばく駅前 内科クリニ ック	<i>"</i> ±	エケ庄新属	絹11の29	医	療法人宝	<u>ر</u>	5. 1
旧	医療法人宝 寿会藤井お うばく駅前 内科クリニ ック	• 18				会	0.	0, 1

京都府告示第475号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規 定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出が あった。

+040+

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の名称	所	在	地	開設	:者名		止 月日
広田医院	宇治市伊	·勢田町□	中山60の	廣田	勝彦	令 5.	8. 12
やえクリニック	# 神 宇治神明	明宮東1		中嶋	弥恵	5.	7. 31
大原クリニック	城陽市寺	≐田今堀1	.52の38	大原	亮		II
かなおか歯科医院	長岡京市の8	「滝ノ町	1丁目5	金(全英技		5.	6. 30
しおたに眼科	京田辺市	河原御	影30の52	塩谷	易之	5.	7. 31

京都府告示第476号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規 定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出が あった。

+040+

令和5年9月26日

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者名		休 』 年月日		=
内藤歯科医院	亀岡市千 目 1 の20	代川町 [:])	千原1丁	内藤	春生	令 5.	8.	1

京都府告示第477号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり 指定介護機関から休止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	休 止 年月日
内藤 春生	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導		亀岡市千代川町千原1丁目1の 20	令 5. 8. 1



京都府告示第478号

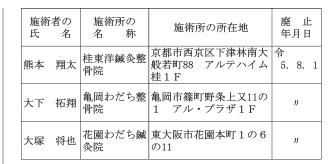
生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の 規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術氏	者の 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日		- 1
西川	明良	にしかわ鍼灸 接骨院	八幡市男山長沢6の2	令 5.	8.	8

+060+



京都府告示第479号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第480号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

+060+-

令和5年9月26日

医療機関 の 名 称	所 在 地			開設者名	指年	_	
医療法人やえ クリニック	宇治市神	明宮東江	医療法人や えクリニッ ク	令 5.	8.	1	
医療法人ひわ たし耳鼻咽喉 科クリニック	亀岡市篠町浄法寺中村39 の 1			医療法人ひ わたし耳鼻 咽喉科クリ ニック		11	
ことのは薬局 みやざき	ル 宮 23	了前町宮)	川西垣内	株式会社L EAPH	5.	9.	1
医療法人大原 クリニック	城陽市寺	#田今堀]	.52の38	医療法人大 原クリニッ ク	5.	8.	1
医療法人彩友 会しおたに眼 科	京田辺市河原御影30の52			医療法人彩 友会		11	

京都府告示第481号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

+010+-

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	医療機関 の 名 称	所	在	地	B	開設者名		更月日
新	医療法人相 幸会かどさ か内科クリ ニック	字治市平	☑尾台4 □	丁目3の	新	医療法人 相幸さか内 科クリニ ック		7, 25
旧	医療法人か どさか内科 クリニック	2	序治市平尾台4丁目3の 2			医療法人 かどさり 内科クリ ニック	ο.	7. 25
新	医療法人宝 寿会山本お うばく駅前 内科クリニ ック	<i>"</i> 3	エケ庄新!	開11の29	医	療法人宝	ر د	5. 1
旧	医療法人宝 寿会藤井お うばく駅前 内科クリニ ック	• 18			寿:	会	υ.	0, 1



京都府告示第482号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所	所 在 地			:者名	廃年	止 月日
広田医院	宇治市伊	·勢田町□	부山60の	廣田	勝彦	令 5.	8. 12
やえクリニック	# 神 宇治神明	明宮東1		中嶋	弥恵	5.	7. 31
大原クリニック	城陽市寺	田今堀1	52の38	大原	亮		II
かなおか歯科医院	長岡京市の8	「滝ノ町)	1丁目5	金(<u>《</u> 英捷	,	5.	6. 30
しおたに眼科	京田辺市	河原御景	影30の52	塩谷	易之	5.	7. 31



京都府告示第483号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

令和5年9月26日

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者名		休 止 年月日		- 1
内藤歯科医院	亀岡市千 目 1 の20	代川町	千原1丁	内藤	春生	令 5.	8.	1



京都府告示第484号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術所の所在地

般若町88 アルテハイム

1 アル・プラザ1F

桂1F

亀岡わだち整 亀岡市篠町野条上又11の

花園わだち鍼 東大阪市花園本町1の6

+040

京都市西京区下津林南大 令

廃 止

年月日

5. 8. 1

IJ

IJ

	開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	休 止 年月日
内藤	春生	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導		亀岡市千代川町千原1丁目1の 20	令 5. 8. 1



施術者の

翔太

拓翔

将也

能本

大下

大塚

施術所の

桂東洋鍼灸整

骨院

骨院

灸院

京都府告示第485号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術氏	者の 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指年	定 月 F	- 1
西川	明良	にしかわ鍼灸 接骨院	八幡市男山長沢6の2	令 5.	8.	8

10101



森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、 次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水 産大臣から通知があった。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 解除予定保安林の所在場所

舞鶴市字野原小字山田10022の1・10022の5・10022の6・10022の11 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を京都府中丹広域 振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部 森の保全推進課において縦覧に供する。なお、舞鶴市役 所においてその図面を閲覧することができる。)

京都府告示第486号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年9月26日

京都府告示第488号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター汚泥処理処 分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水))(予定 数量1,000トン)

40604

(処分 流5洛西第13号のA-3、収集運搬 流5洛西第12-01号のB-3)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日

令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地

UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業 部環境リサイクル部

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 日本通運株式会社京都支店 京都市下京区東塩小路高倉町2番1 日本貨物鉄道株式会社関西支社 大阪市北区芝田二丁目4番24号 萩森物流株式会社 宇部市大字東須恵ろ一・3926の5

(5) 落札金額 31,218,000円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日 令和5年6月2日

2(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その1) (予定数量5,000トン)

(処分 流5洛南第13号のA-3、収集運搬 流5洛南第12-01号のB-3)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日 令和 5 年 7 月19日

(4) 落札者の名称及び所在地

UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業 部環境リサイクル部

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号日本通運株式会社京都支店京都市下京区東塩小路高倉町2番1日本貨物鉄道株式会社関西支社大阪市北区芝田二丁目4番24号萩森物流株式会社宇部市大字東須恵ろ一・3926の5

(5) 落札金額 156,090,000円

(6) 契約の方法一般競争入札

(7) 入札公告日 令和5年6月2日

3(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その2) (予定数量3,000トン)

(処分 流5洛南第13号のA-4、収集運搬 流5洛南第12-01号のB-4)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日 令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目1番3号 株式会社カンポ 京都市伏見区羽束師古川町233番地

(5) 落札金額 73,590,000円

(6) 契約の方法一般競争入札

(7) 入札公告日 令和5年6月2日

4(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その3) (予定数量500トン)

(処分 流5洛南第13号のA-5、収集運搬 流 5洛南第12-01号のB-5)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日 令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号 西播通運株式会社 相生市汐見台15番地の1 高窯運輸株式会社

須崎市押岡123番地

安田産業株式会社

京都市伏見区南寝小屋町91番地

(5) 落札金額 11,935,000円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和5年6月2日

5(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託(下水汚泥(乾燥)その1) (予定数量1,200トン)

(処分 流5洛南第13号のA-8、収集運搬 流5洛南第12-01号のB-8)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日

令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地

UBE三菱セメント株式会社環境エネルギー事業 部環境リサイクル部

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

日本通運株式会社京都支店

京都市下京区東塩小路高倉町2番1

日本貨物鉄道株式会社関西支社

大阪市北区芝田二丁目4番24号

萩森物流株式会社

宇部市大字東須恵ろ一・3926の5

(5) 落札金額

48,523,200円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和5年6月2日

6(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託(下水汚泥(乾燥)その2) (予定数量800トン)

(処分 流5洛南第13号のA-9、収集運搬 流 5洛南第12-01号のB-9)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日

令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地

関西クリアセンター株式会社 堺市西区築港新町三丁27番地17 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地

(5) 落札金額 33,880,000円

(6) 契約の方法

(7) 入札公告日

一般競争入札

令和5年6月2日

7(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 及び収集運搬業務委託(下水汚泥(乾燥)その3) (予定数量500トン)

(処分 流5洛南第13号のA-10、収集運搬 流5洛南第12-01号のB-10)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日 令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉6341番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地

(5) 落札金額 19,800,000円

(6) 契約の方法一般競争入札

(7) 入札公告日 令和5年6月2日

8(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処 分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その1) (予定数量1,000トン)

(処分 流5宮津第13号のA-3、収集運搬 流5宮津第12-01号のB-3)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日 令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉2号6番地1 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地

(5) 落札金額 31, 350, 000円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和5年6月2日

9(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処 分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)その2) (予定数量700トン)

(処分 流5宮津第13号のA-4、収集運搬 流5宮津第12-01号のB-4)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日

令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目1番3号 株式会社カンポ 京都市伏見区羽束師古川町233番地

(5) 落札金額

24, 101, 000円

(6) 契約の方法

一般競争入札

(7) 入札公告日

令和5年6月2日

10(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その1)(予定数量2,300トン)

(処分 流5上流第13号のA-3、収集運搬 流5上流第12-01号のB-3)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日

令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社クリンアース・ジャパン 伊賀市西高倉6341番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地

(5) 落札金額 51,865,000円

(6) 契約の方法

一般競争入札 (7) 入札公告日

令和5年6月2日

11(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚 泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その2)(予定数量500トン) (処分 流5上流第13号のA-4、収集運搬 流5上流第12-01号のB-4)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日

令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号 西播通運株式会社 相生市汐見台15番地の1 高窯運輸株式会社 須崎市押岡123番地 安田産業株式会社 京都市伏見区南寝小屋町91番地

(5) 落札金額 12,210,000円

(6) 契約の方法一般競争入札

(7) 入札公告日 令和5年6月2日

12(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚 泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水)

その3)(予定数量500トン)

(処分 流5上流第13号のA-5、収集運搬 流5上流第12-01号のB-5)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日 令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 太平洋セメント株式会社関西四国支店 大阪市中央区備後町四丁目1番3号 株式会社カンポ 京都市伏見区羽束師古川町233番地

(5) 落札金額 13, 365, 000円

(6) 契約の方法一般競争入札

(7) 入札公告日 令和5年6月2日

13(1) 落札に係る特定役務の名称及び数量

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託(下水汚泥(脱水) その4)(予定数量500トン)

(処分 流5上流第13号のA-6、収集運搬 流5上流第12-01号のB-6)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在

地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 落札決定日 令和5年7月19日

(4) 落札者の名称及び所在地 敦賀セメント株式会社 敦賀市泉2号6番地1 株式会社カンポ 京都市伏見区羽束師古川町233番地

(5) 落札金額 14,657,500円

(6) 契約の方法 一般競争入札

(7) 入札公告日 令和5年6月2日

京都府告示第489号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 特定役務の名称及び数量

木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分 業務委託(下水汚泥(乾燥))(予定数量2,600トン) (流5洛南第13号のA-11)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 契約日

令和5年7月12日

(4) 契約の相手方の名称及び住所 株式会社京都環境保全公社 京都市伏見区横大路千両松町126番地

(5) 契約金額 70,356,000円

(6) 契約の方法 随意契約

(7) 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条 第1項第1号

2(1) 特定役務の名称及び数量

木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託(下水汚泥(脱水))(予定数量1,500トン)

(流5上流第13号のA-7)

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在 地

京都府流域下水道事務所総務課 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

(3) 契約日 令和5年7月12日

(4) 契約の相手方の名称及び住所 株式会社京都環境保全公社 京都市伏見区横大路千両松町126番地

(5) 契約金額 30,690,000円

(6) 契約の方法 随意契約

(7) 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 特例を定める政令第11条第1項第1号

公告

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第 180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果と して認証した。

令和5年9月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 調査を行った者の名称 福知山市

(2) 調査を行った時期 平成29年4月3日から令和4年9月26日まで

(3) 成果の名称 福知山市字裏ノ、字中ノ、字西、字寺、字内記及 び字天田の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域 福知山市字裏ノ、字中ノ、字西、字寺、字内記及 び字天田の一部

(5) 認証年月日令和5年9月14日(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)

2(1) 調査を行った者の名称 向日市

(2) 調査を行った時期 令和元年6月18日から令和4年7月29日まで

(3) 成果の名称 向日市寺戸町の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域 向日市寺戸町の一部

- (5) 認証年月日
 - 令和5年9月14日

(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)

3(1) 調査を行った者の名称

向日市

(2) 調査を行った時期

令和元年6月18日から令和4年7月29日まで

(3) 成果の名称

向日市物集女町の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

向日市物集女町の一部

(5) 認証年月日

令和5年9月14日

(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)

4(1) 調査を行った者の名称

向日市

(2) 調査を行った時期

令和元年6月18日から令和4年7月29日まで

(3) 成果の名称

向日市物集女町の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

向日市物集女町の一部

(5) 認証年月日

令和5年9月14日

(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)

5(1) 調査を行った者の名称

向日市

(2) 調査を行った時期

令和2年9月23日から令和4年7月29日まで

(3) 成果の名称

向日市物集女町の一部の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

向日市物集女町の一部

(5) 認証年月日

令和5年9月14日

(国土交通省の承認年月日 令和5年9月1日)

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規 定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和5年9月26日

666

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消	1 年月日	氏	名	免許の別	登録番号	取消理由
令 5.	9. 12	関口	良美	二級建築士	第3286号	第2号該当

正 誤

令和元年6月7日付け京都府公報第10号中次のとおり 訂正

ページ	欄	行	誤	正
89	左	下から9	から令和3年12月 31日まで	から